

軽自動車税の減免申請

減免対象となる軽自動車など

❑「障がいのある方が所有する車両」または「障がいのある方と生計を同じくする方が所有する車両」のうち

- ①主に障がいのある方が運転するもの
- ②主に障がいのある方の通院、通学などのために、生計を同じくする方が運転するもの

❑「障がいのある方のみで構成される世帯において、障がいのある方が所有する車両」で、障がいのある方を常時介護する方が、主に障がいのある方の通院、通学などのために運転するもの

減免申請期限 6月1日(月)まで

期限厳守 ※申請は毎年必要です。

障がいのある方のために使用する軽自動車で、一定の要件に当てはまる場合は、申請により減免制度を受けることができますので、申請期間内に手続きをされるようお願いいたします。

適用基準

次の各手帳などの交付を受けている方で、次の要件に当てはまる方および車両が対象です。

障がいの区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級
下肢不自由	○	○	○	○	○	○
体幹不自由	○	○	○		○	
視覚障がい	○	○	○	○		
聴覚障がい		○	○			
平衡機能障がい			○		○	
音声機能障がい			△			
上肢不自由	○	○	○			
乳幼児期以前の 脳病変による 運動機能障がい	○	○	○			
移動機能	○	○	○	○	○	○
心臓機能障がい	○		○	○		
じん臓機能障がい	○		○	○		
呼吸器機能障がい	○		○	○		
ぼうこう・直腸機能障がい	○		○	○		
小腸機能障がい	○		○	○		
ヒト免疫不全ウィルス による免疫機能障がい	○	○	○	○		
肝臓機能障がい	○	○	○	○		

○ 該当 △ 咽頭摘出による障がいがある場合に限る

❶身体障害者手帳の交付を受けている方
左表のとおり

❷知的障がいのある方

療育手帳や知的障害者更生相談所または児童相談所の交付する判定書が必要です。

❸精神に障がいのある方

精神障害者保健福祉手帳(1級～3級)や精神保健指定医の診断書が必要です。

❹戦傷病者手帳の交付を受けている方

戦傷病者手帳の交付を受け、一定の範囲の障がいを有する方。

❺特別仕様車

身体障がい者などの利用に供するためにつくられた軽自動車

申請に必要なもの

- 軽自動車税(種別割)納税通知書
- 運転免許証(運転される方)
- 障害者手帳、診断書、判定書など
- 印鑑
- 車検証(特別仕様車の場合)
- 個人番号カードまたは個人番号通知カード

※減免は1人につき1台まで(普通自動車税の減免を受けている方や市役所社会福祉課からタクシーチケットの交付を受けている方は対象外)

※詳しくは軽自動車税(種別割)納税通知書に同封の「軽自動車税(種別割)減免申請について」をご覧ください。

車庫・物置等の全棟調査

問合せ
市税係 ☎32-2219

市は、現在の状況を正しく把握するため、市に所在するすべての車庫・物置等の家屋を課税台帳と照合する、車庫・物置等の全棟調査を平成27年から行っており、今年度以降も引き続き調査を行います。

対象となる車庫・物置

- 面積が10㎡以上
- 屋根があり、4方に壁のあるもの。ただし、車庫の場合は3方以上に壁のあるもの。

(例)対象

既製のカスケード
ガレージ車庫



対象外

カーポート



調査方法

赤平市職員が伺い、許可を得て該当車庫・物置等の面積を計測し、仕上げなどを確認します。引き続き本調査へのご協力をお願いいたします。

なりすましにはご注意ください

- ▶ 調査には身分証明書を携帯した調査員が伺います。
- ▶ 調査の目的以外の提案・勧誘（耐震診断、リフォーム、火災報知機・消火器などを勧めるなど）をすることはありません。
- ▶ その場で税金の納付をお願いすることはありません。

なりすましによる悪質な販売や個人情報の詐取などにご注意ください。



市役所 3階 第2会議室で 差押えた自動車を公売します

最低見積価額 175,000円

物件概要(自動車検査証から抜粋)

初年度登録年月	平成18年6月
車名	ホンダ
乗車定員	4人乗り
全長、全幅、全高	339cm、147cm、159cm
原動機の形式	P07A
総排気量、燃料の種類	0.65L、ガソリン
車検有効期限の満了する日	令和3年6月21日
車両走行距離	89,368km(車両移動などでのびる場合があります)
公売方法	期日公売(入札形式)
公売日時	5月13日(水) 11時00分 入札開始



※事前の下見をご希望の方や詳細についてはお問い合わせください。

市税等 収納向上

information

問合せ
納税係 ☎32-2219

今月の納付

納期限	6月1日(月)まで
軽自動車税	定期
都固定資産税	第1期

6月1日納期限 軽自動車の手続きは忘れずに

軽自動車税は廃車や譲渡の手続きをしない限り、登録されたまま毎年課税されますので、手続きに不備がないようご注意ください。延滞すると督促・滞納処分などを行い、財産を調査し差押えをします。期限までにお支払いください。